

勝連・与那城地域まちづくり調査業務(R7)

受託候補者評価基準（一次審査）

評価項目		評価の着眼点	配点
企業の評価	企業の実績	過去5年以内の『公民連携事業検討業務』や『民間活力導入可能性調査』『都市計画』等に関する業務実績（類似業務は評価の対象としない） ・実績件数（最大5件）	7
	業務実施体制	技術者のみならず、会社全体として業務へのバックアップ体制が確保されている ・管理技術者を補助する担当技術者数 ※主たる担当技術者含む ※有資格は技術士またはRCCM（都市及び地方計画、道路）	4
技術力	予定管理技術者の能力、実績	管理技術者の保有資格（技術士(都市及び地方計画又は道路)等） ・各資格の難易度による判定	4
		過去5年以内の『公民連携事業検討業務』や『民間活力導入可能性調査』『都市計画』等に従事した実績 ・実績件数（最大3件）	4
	地域精通度	うるま市または沖縄県内に係る『公民連携事業検討業務』や『民間活力導入可能性調査』『都市計画』等に従事した実績 ・実績件数（最大3件）	3
		うるま市または沖縄県内に係る『公民連携事業検討業務』や『民間活力導入可能性調査』『都市計画』等に関する業務に従事した実績 ・実績件数（最大3件）	3
企画提案	業務実施方針	業務の背景、課題、目的等を十分に理解しているか。 仕様書の要件等を踏まえた業務実施方針となっているか。	15
	実施体制	業務を効率かつ円滑に遂行できる実施体制となっているか評価	10
	業務行程	業務を効率かつ円滑に遂行できる工程となっているか評価	5
	旧与那城庁舎周辺・県道37号線沿道・ロードパークの利活用に向けた検討	前提条件を十分に把握し、利活用の実現に向けて必要とされる検討について具体的な手法が提案されているか評価	25
	賑わい創出のためのトライアル実証イベント	・対象エリアの将来的な利活用方針に沿っている実証イベントの提案がされているか評価 ・必要な機能洗い出しに効果的とされる実現可能な実証イベントの実施方針、効果測定及び分析方法について専門的な知見に基づく高度な手法の提案がされているか評価 ・提案内容が、独自性、適格性、実現性を有するものであるか評価	20
合計			100

■評価手順及び順位の決定方法

1 一次審査は事業応募者総数が4社以上の場合に実施する。順位の決定は、提出された企画提案書等を各一次審査員が独立して評価基準に基づき評価・採点し、各一次審査員の採点の合計点が高い上位3者を一次通過者とする。

2 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。

- (1) 評価項目「旧与那城庁舎周辺・県道37号線沿道・ロードパークの利活用に向けた検討」の点数が高い者を上位とする。
- (2) (1) が同点の場合は、評価項目「賑わい創出のためのトライアル実証イベント」の点数が高い者を上位とする。

なお、一次審査の点数は、二次審査に引き継がないものとする。

別紙 評価基準

勝連・与那城地域まちづくり調査業務(R7)

受託候補者評価基準（二次審査）

評価項目		評価の着眼点	配点
企画提案	業務実施方針	業務の背景、課題、目的等を十分に理解しているか。 仕様書の要件等を踏まえた業務実施方針となっているか。	10
	実施体制	業務を効率かつ円滑に遂行できる実施体制となっているか評価	10
	業務工程	業務を効率かつ円滑に遂行できる工程となっているか評価	5
	旧与那城庁舎周辺・県道37号線沿道・ロードパークの利活用に向けた検討	前提条件を十分に把握し、利活用の実現に向けて必要とされる検討について具体的な手法が提案されているか評価	25
	賑わい創出のためのトリアル実証イベント	・対象エリアの将来的な利活用方針に沿っている実証イベントの提案がされているか評価 ・必要な機能洗い出しに効果的とされる実現可能な実証イベントの実施方針、効果測定及び分析方法について専門的な知見に基づく高度な手法の提案がされているか評価 ・提案内容が、独自性、適格性、実現性を有するものであるか評価	15
	サウンディングの実施方針	サウンディング方法、対象業種や候補先などについて、具体的な提案がされているか	10
	地域住民等の理解促進・機運醸成に向けた取組	対象エリアの利活用の実現に向けた理解促進、機運醸成のための具体的な提案がされているか、若い世代の参加率向上のための提案がされているか評価	5
	追加の提案（自由提案）	本業務の完成度を高めるための創意工夫があるか評価（業務仕様書（案）に示す以外の提案があるか確認）	10
	プレゼンテーション	企画提案の内容と整合し、資料が分かりやすく整理されており、プレゼンテーションでその内容が確認できるか、応答内容の的確性について評価	10
合計			100

■順位の決定方法及び最低基準点の設定

- 1 提出された企画提案書等に基づいた提案者のプレゼンテーションを受け、各選定委員が評価基準に基づいて評価し、委員の採点の結果、最も点数の高い提案者の順位点を「4点」、次点を「2点」、3位を「1点」とし、各委員の順位点を合計した結果、合計点が最も高いものを受託候補者とする。
- 2 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 評価項目「旧与那城庁舎周辺・県道37号線沿道・ロードパークの利活用に向けた検討」の点数が高い者を上位とする。
 - (2) (1)が同点の場合は、評価項目「賑わい創出のためのトライアル実証イベント」の点数が高い者を上位とする。
- 3 最低基準点の設定
最低基準点は60点とし、各委員の評価点の平均点が60点に満たない場合は応募が1社であっても選定を見送る。